

多摩ツリーサービス (TAMA Tree Service)

今回ご紹介するのは、庭木の剪定・伐採などを行っている多摩ツリーサービスのデビエ・ウィレム、奈美さんご夫婦です。

オーストラリアから奥様の地元である羽村に移住し、2019年に開業されました。前職でも木を伐採する仕事をされておりチェーンソー取り扱い歴は10年以上の大ベテランです。狭い場所や高所の木の伐採が得意とのことですが、現在では竹垣の設置や松の木の剪定もお手のもの。

欧米では雑草対策としてエコでクリーンなウッドチップを敷き詰めるのが一般的で、ウッドチップ製造機を購入し自ら作り、お客様にお勧めるほどの熱の入れよう。ふかふかな踏みごっこで薬剤を使わないので、小さなお子さんやペットがいるご家庭でも安心してお使いいただけるのでお客様からも大変喜ばれているそうです。

自分も頼みたくなるようなサービスを提供したい！と熱い思いがあり、毎回丁寧なヒアリングを行いお客様の声を大切にされています。



雑草で地面が見えなかった、家と塀の間に雑草対策としてウッドチップを敷きました。



長年伸び放題だった大きな木もスッキリ！日の光が入るようになりました。



デビエ ウィレムさんから一言
「お見積りは無料です。ご相談だけでもお受けしているので、悩む前に是非一度ご相談ください。」

多摩ツリーサービス
営業時間：8:00～19:00
電話：080-4203-2229
メール：info@tamatreeservice.com
※アシスタント募集中！興味のある方はお気軽にご連絡ください

無料相談のお知らせ

税 理 士

【実施日】 6月8日(水)、7月13日(水)、9月14日(水)
【会 場】 青梅青色申告会館3階 会議室
【時 間】 各回とも 10～12時／13～16時 (お1人1件1時間)

弁 護 士

「売掛金の回収」、「取引先とのトラブル」、「相続」など、法律問題を当会の顧問弁護士にご相談いただけます。
【実施日】 随時受付、ご希望をもとに調整させていただきます
※毎月5名まで、お一人1時間
【会 場】 田中法律事務所(青梅市東青梅5-16-19) など

生命保険

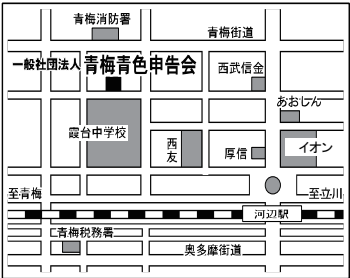
【実施日】 随時受付
「どれがいいの?」「毎月の金額が高い」などの悩みを「ファイナンシャルプランナー」の資格をもったスタッフがご相談させていただきます。
各相談については申告会へご予約ください。

口座振替のご案内 ※前日までに残高の確認をお願い致します

内容	振替金額	口座振替日
青色傷害保険 青色がん保険	保険料は1/8キにてご案内致します (2022年5月～10月分)	6月23日(木)

(一社) 青梅青色申告会

〒198-0031 青梅市師岡町 4-7-25
TEL：0428-23-0108 FAX：0428-22-4788
受付時間：平日9：00～17：00
土曜9：00～12：00
休館：第2、第4土曜、日曜祝日
(臨時休館の場合HPにて掲示致します)



(一社) 青梅青色申告会

あおいろ
だより

VOL. 177 - 令和4年6月号 -

一般社団法人青梅青色申告会

令和4年度通常総会開催

令和4年5月26日(木)15時00分より、西多摩青色申告会館において、令和4年度一般社団法人青梅青色申告会通常総会が開催されました。

総会では、令和3年度事業報告及び決算・監査報告及び役員改選案が審議され原案通り承認されました。なお、長年検討されてきた代議員制度が承認され、令和5年から施行されます。役員一同新たな決意で、地域の個人事業者の方々への指導・支援事業に、より一層精励することが決議されました。

本年も昨年に引き続き人数を制限し、時間を短縮する等の新型コロナウイルス対策を行ったうえで開催致しました。



総会の様子

監 事

榎戸 美喜男
山口 一可
安藤 秀明

退任理事（前役職）

吉野 義信 理事
吉江 洋一 理事

貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

勘定科目	当年度	前年度	増 減
I 資 産 の 部			
1. 流動資産			
(1)現金預金	金	金	金
現金	6,240	13,767	▲
預金	50,161,882	34,611,771	▲
現金預金合計	50,168,122	34,625,538	16,542,584
(2)その他流動資産	金	金	金
未払金	0	380,135	▲
未払金	472,310	517,908	▲
その他流動資産合計	472,310	898,043	▲425,733
流動資産合計	50,640,432	35,523,581	15,116,281
2. 固定資産			
(1)特定資産	金	金	金
退職給付引当金	11,168,370	9,719,455	▲
特定資産合計	11,168,370	9,719,455	1,448,915
(2)その他固定資産	金	金	金
繰上資産	0	0	0
繰上資産	905,575	972,323	▲
繰上資産	384,184	493,950	▲
繰上資産	520,300	665,500	▲
繰上資産	40,000	40,000	0
繰上資産	21,000	21,000	0
繰上資産	30,000	30,000	0
その他固定資産合計	1,901,659	2,223,373	▲321,714
固定資産合計	13,070,029	11,942,828	1,127,201
資産合計	63,710,461	47,474,979	16,235,482
II 負債の部			
1. 流動負債	金	金	金
預り金	98,967	0	▲
預り金	1,073,970	986,950	▲
預り金	2,351,000	2,118,000	▲
流動負債合計	3,523,937	3,104,950	418,987
2. 固定負債	金	金	金
退職給付引当金	11,168,370	9,719,455	▲
固定負債合計	11,168,370	9,719,455	1,448,915
負債合計	14,692,307	12,824,405	1,867,902
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	金	金	金
指定正味財産合計	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定財産への充当額)	0	0	0
2. 一般正味財産	金	金	金
一般正味財産	49,018,154	34,650,574	▲
一般正味財産合計	49,018,154	34,650,574	14,367,580
負債及び正味財産合計	63,710,461	47,474,979	16,235,482

勘定科目	当年度	前年度	増 減
一般社団法人青梅青色申告会			
1. 一般正味財産増減の部			
経常増減の部			
特定資産運用益	2,236	1,754	482
受取入金	101,000	124,000	▲23,000
受取入金	56,612,000	59,241,000	▲2,629,000
正会員会費収入	55,306,000	55,925,000	▲619,000
準会員収入	306,000	306,000	0
事業収益	26,704,264	28,166,833	▲1,462,569
特別会費収益	5,455,000	5,455,000	0
記帳代行収益	131,942	136,936	▲4,994
保険取扱収益	10,235,179	10,915,078	▲679,899
受託等事業収益	1,527,415	829,985	▲697,430
指導資料頒布品収入	99,720	95,760	▲3,960
業務委託収益	123,000	3,720,000	▲3,597,000
雑収益	2,267,734	3,308,468	▲1,040,734
他会社からの繰入金収益	269,241	269,241	0
雑収益	1,988,140	3,292,013	▲1,303,873
経常収益計	67,677,234	90,836,065	▲23,158,831
事業費	62,726,603	60,270,461	2,456,142
給与手当	31,212,992	31,212,992	0
法定福利費	5,024,508	4,426,734	▲597,774
退職給付費	1,275,045	1,448,915	▲173,870
福利厚生費	531,436	576,056	▲44,620
指導頒布品購入費	109,121	178,976	▲69,855
広告宣伝費	329,448	292,407	▲37,041
雑費	145,645	101,000	▲44,645
印刷製本費	254,486	336,899	▲82,413
旅費交通費	1,549,424	1,488,888	▲60,536
水道光熱費	2,684,320	2,624,385	▲59,935
減価償却費	681,703	702,729	▲21,026
通信運搬費	283,108	121,198	▲161,910
雑費	3,655,040	3,057,970	▲597,070
雑費	1,467,513	2,026,213	▲558,700
賃借料	773,349	736,738	▲36,611
保険料	170,192	197,605	▲27,413
支払手数料	961,034	822,265	▲138,769
支払手数料	47,116	56,965	▲9,849
諸謝金	550,000	528,000	▲22,000
支払利息	2,613,200	2,674,700	▲61,500
雑費	167,239	159,533	▲7,706
会議費	979,552	797,347	▲182,205
交際費	32,247	30,337	▲1,910
支払利息	73,709	67,669	▲6,040

正味財産増減計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

勘定科目	当年度	前年度	増 減
保守修繕費	799,491	977,434	▲177,943
臨時雇賃金	4,557,393	3,891,073	▲666,320
雑費	383,316	731,297	▲347,981
管理費	10,585,061	10,086,711	498,350
給与手当	31,212,992	31,212,992	0
法定福利費	685,160	661,466	▲23,694
退職給付金	173,870	215,764	▲41,894
福利厚生費	48,269	60,261	▲11,992
広告宣伝費	44,952	43,693	▲1,259
雑費	30,000	73,124	▲43,124
租税公課	1,527,823	1,275,975	▲251,848
印刷製本費	46,580	36,680	▲9,900
旅費交通費	131,942	136,936	▲4,994
地代家賃	361,980	392,145	▲30,165
水道光熱費	92,960	105,905	▲12,945
減価償却費	38,606	18,110	▲20,496
通信運搬費	411,144	318,946	▲92,198
消耗品費	210,793	290,756	▲79,963
賃借料	79,244	85,383	▲6,139
保険料	23,208	29,527	▲6,319
支払手数料	1,206,143	1,192,713	▲12,430
新聞図書費	10,056	10,008	▲48
支払利息	11,000	11,000	0
雑費	609,149	91,090	▲517,659
燃料費	4,397	4,533	▲136
保守修繕費	168,137	271,703	▲103,566
雑費	113,267	18,227	▲95,040
経常費用計	75,309,664	70,389,160	2,920,492
評価損益調整前当期経常増減額	14,367,580	20,476,903	▲6,109,323
評価損益調整	0	0	0
当期経常増減額	14,367,580	20,476,903	▲6,109,323
2. 経常外増減の部			
(1)経常外収益	0	0	0
(2)経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期末正味財産増減額	14,367,580	20,476,903	▲6,109,323
一般正味財産期首残高	34,650,574	14,173,671	20,476,903
一般正味財産期末残高	49,018,154	34,650,574	14,367,580
III 指定正味財産増減の部	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	49,018,154	34,650,574	14,367,580

休館日

6月11日(土)、25日(土)
7月9日(土)、23日(土)
および土曜日の午後、日曜日・祝日

インボイス制度

第1回 インボイス制度ってなに？

令和5年10月より開始されるインボイス制度。消費税に関する新しい制度で個人事業主も関係しており、特に免税事業者の方に大きく影響する可能性があります。ここではインボイス制度について少しずつ説明していきます。

ポイント① インボイス制度は令和5年10月1日から始まる、消費税に関する制度

インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは？

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（インボイス）等の保存が仕入税額控除の要件となります。

ポイント② インボイスの発行には税務署への登録が必要

インボイス（適格請求書）とは？

インボイスは適格請求書ともよばれ「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるためのもの」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書等のことを言います。

インボイスの記載事項

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ②取引年月日
- ③取引の内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

【登録番号】…「T」+ 数字（13桁）
税務署へ登録申請を行うと、税務署長から通知されます

請求書		
⑥ (株)〇〇御中		令和△年10月分
日付	品名	金額
②10/1	小麦粉 ※③	30,000円
10/2	袋	5,000円
...	...	...
※軽減税率対象		
合計	120,000円	消費税 11,200円
④ (8%対象 40,000円 ⑤消費税 3,200円) (10%対象 80,000円 消費税 8,000円)		
① 青色太郎 登録番号 T0123・・・		

ポイント③ インボイスとは登録番号などが記載された請求書等のこと

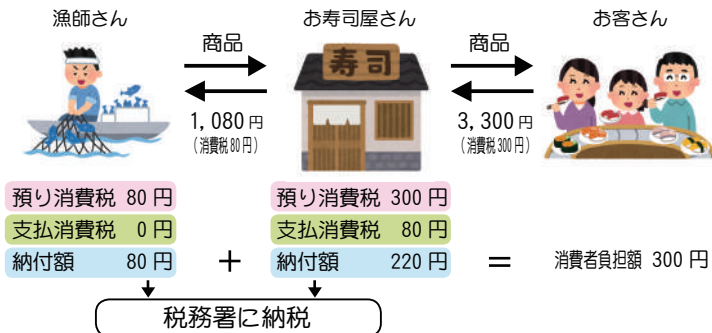
消費税の仕組み（本則課税）

消費税は消費者が負担する税金ですが、消費者が直接納めているのではなく、流通の各段階において順次課税され、最終的には消費者が税金分すべてを負担する仕組みになっています。

右図のような場合、お寿司屋さんはお客さんから預かった消費税300円から漁師さんに支払った消費税80円を引いた220円を納めます。この差し引くことを「仕入税額控除」といいます。また、漁師さんはお寿司屋さんから預かった消費税80円を納めます。

$$\text{預かった消費税} - \text{支払った消費税} = \text{納める消費税}$$

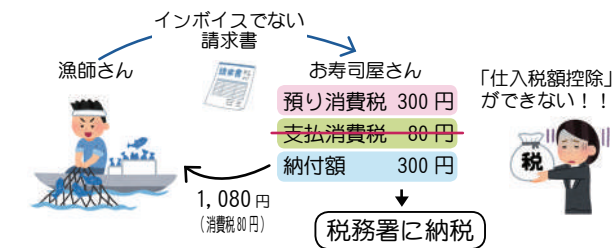
仕入税額控除



ポイント④ 預かった消費税 - 支払った消費税（仕入税額控除）＝納める消費税

インボイス制度が導入されたらどうなる？

インボイス制度が始まると、仕入先等からインボイスをもらわないと仕入税額控除ができなくなってしまいます。前述の場合だと、お寿司屋さんは漁師さんからインボイスでない請求書をもった場合、支払った消費税は仕入税額控除できなくなります。そのため、お客さんから預かった300円をそのまま納めることになってしまい、インボイスをもらった場合と比べて納税額が多計算されます。



ポイント⑤ インボイスがないと「仕入税額控除」できない

今回はインボイス制度の登録申請方法や注意点について説明します。

青梅税務署主催のインボイス登録申請会が開催されます。詳しくは3Pをご覧ください。

インボイス制度に関するお問合せ先【国税庁】

インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）
【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



青梅税務署主催 インボイス登録申請相談会のご案内

青梅税務署の担当官による、制度の概要の説明や登録申請のサポートを行う登録申請相談会が下記日程にて開催されます。
※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、中止する場合がございます。

- 【内 容】・インボイス制度の概要の説明
・登録申請方法の説明（スマートフォンからe-Taxソフト（SP版）を利用する場合の操作方法）
・登録申請のサポート（登録申請を希望される方）
- 【ご予約】 青梅税務署へお電話（0428-22-3185 代表）にてご予約ください。
自動音声にしたがって「2」を選択し「個人課税第1部門」宛てに申込みをお願いします。
- 【持ち物】 スマートフォンとマイナンバーカード（お持ちでない方も参加頂けます）
※マイナンバーカード取得時に設定されたパスワードもご用意ください
※e-Taxを利用されたことがある方は、利用者識別番号もご用意ください

従業員、専従者の

源泉所得税の納付

お忘れなく！

納付期限
7/11

1月～6月に専従者・従業員の給与から徴収した源泉所得税に係る事務手続きの確認をいたします。

- 【対象者】 従業員や専従者へ給与の支払いを行っている方
※「給与支払事務所の開設届出書」を提出された方は給与の支払いがない場合も納付書の提出が必要です
- 【持ち物】 源泉徴収簿等の支払給与額と源泉税額がわかるもの
※以前申告会でインターネットを使用して送った方はその控えをお持ちください

覚えといたほうがいい！税務用語

“源泉徴収”と“納期の特例”

給与を支払った場合、事業主はその支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税を差し引くことになっています。これを“源泉徴収”といい、差し引いた所得税は、翌月の10日までに税務署に納めなければなりません。しかし、“納期の特例”という申請書を事前に提出しておくと、1月～6月分を7月10日、7月～12月分を翌年1月20日までにまとめて納付することができます。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
→ 7月10日まで						→ 翌年1月20日まで					

“特別徴収”（住民税）

5～6月頃に市町村から大きめの封筒で“特別徴収のお知らせ”が届いた方はいらっしゃるでしょうか？これは事業主の方（給与支払者）が従業員の方に代わり、毎月の給与から個人住民税を差し引き、納入してくださいという案内で“特別徴収”と言います。該当する従業員の方がいる場合は、同封の納付書でお支払いください。

国がつくった、安心でお得な制度

小規模企業共済制度

節税と退職金積立が同時にできる

小規模企業共済制度は、個人事業主の方が仕事を廃業された時に受け取れる“退職金”制度です。厚生年金や退職金がない個人事業主の方にはもってこいの制度です！ご興味がある方はご相談ください。

- ポイント① **無理のない掛金**
月1,000円～70,000円の間で選べます。掛金の上げ下げも可能です。
- ポイント② **掛金は全額所得控除**
所得控除は節税効果大！所得税、住民税が下がる可能性があります。
- ポイント③ **退職金が貯められる**
自分ではなかなか貯められない退職金を積立、廃業時に受け取れます。

青梅青色申告会で加入手続きができます。個人名義の通帳（ゆうちょは使用できません）と銀行印をお持ちください。

日時	定員	会場
6月16日（木） 10時～11時	10名	青梅青色申告会3階 会議室
6月16日（木） 14時～15時	10名	
6月22日（水） 10時～11時	10名	
6月22日（水） 14時～15時	10名	

6月1日～7月31日

特別記帳点検月間

定期的な記帳の点検はとっても大切です

間もなく今年も半年が経過します。正確でスムーズな決算書の作成をおこなうためには、こまめな記帳点検が大切です。定期的に記帳する方と、1年まとめて記帳する方では経費に大きな差が出る可能性があります。まとめて記帳すると、領収書の紛失や何を購入したかを忘れてしまったりすることが多いようです。ぜひこのあたりで一度、記帳の点検を受けられてはいかがでしょうか。

- 【持ち物】 帳面または会計ソフトのデータ、領収書・請求書等の資料
10万円以上の資産の資料ほか

青梅青色申告会・推奨会計ソフト

ジョブカン 青色申告

ソフト代
年 額 5,000円

- ・インストール、初期設定、入力方法をご案内
- ・決算書、申告書も作成できる
- ・最大65万円の青色特別控除が取れる

青梅青色申告会でお勤めしている会計ソフトです。どのようなソフトなのか実際に見てから決めていただいても大丈夫ですので、ご希望される方は事務局までご連絡ください。

ご登録すると便利です

LINE公式
アカウント
青梅青色申告会

- ・会費などの引落し案内
- ・決算指導会などのご案内
- ・新型コロナの給付金の情報など



実際に、どれだけお得なの？

【例】課税される所得金額：400万円
月々掛金：3万円
加入期間：15年
その後廃業された場合

節税効果 毎年109,500円の節税
109,500円 × 15年 = **1,642,500円**

共済金（廃業時もらえる金額）

共済金 **6,033,000円**
掛金合計額 5,400,000円（3万円 × 12ヶ月 × 15年）
節税額 1,642,500円
+ 利息部分 633,000円

2,275,500円 **お得！**